

**【令和4年度 松山市】新型コロナウイルス感染者(職員・利用者)が発生した場合等の
高齢者福祉施設・事業所等に対する補助金のご案内**

松山市では、令和3年4月1日以降に新型コロナウイルス感染者の発生等の影響を受けた介護サービス事業所・施設等が、介護サービスを継続して提供するために必要な経費（職員の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保費用、感染者又は濃厚接触者が発生して在庫の不足が見込まれる衛生用品の購入費用等）に対して支援を行います。

補助金の内容や対象経費等の詳細につきましては、[松山市ホームページ「新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業について」](#)の実施要領等に掲載していますので、ご確認いただき、ご相談ください。

補助金の上限額

「事業所・施設別の補助限度額」により基準単価（補助上限額）が定められていますので、市ホームページでご確認いただきますようお願いいたします。

ただし、クラスター発生等により複数の感染者が発生し、基準単価を大きく上回る経費を要した場合は、市にご相談ください。

補助金申請に必要な手続き

補助金の対象となるかかり増し経費の記録（様式自由、以下の例参考）と領収書等の証拠書類をご用意ください。（令和3年度発生分・令和4年度発生分は別で作成してください）

（記録の例）

1. 発生から終息までの経過の分かるもの

経費内容	支出日	金額	支払先	証拠書類（写し）
2. 割増手当等	R4.4.10～ 4.17	56,000円	各職員	時間外勤務命令書・計算書等
3. 職員の宿泊費	R4.4.10 ～4.17	70,000円	〇〇ホテル	領収書（宿泊日・宿泊者の記入のあるもの）
4. 衛生用品購入費	R4.4.10	8,600円	〇〇株式会社	注文書・納品書・請求書・領収書
5. 廃棄物処理費用	R4.4.17	50,000円	有限会社〇〇	領収書

終息後、補助の申請を行う前に、上記のような一覧と証拠書類を用意した上で、市に相談してください。各施設に応じた申請書等の作成方法を説明します。

※松山市ホームページ「[新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業について](#)」に実施要領・申請書等を掲載

<http://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/kaigohoken/oshirase/shinchaaku/korona.html>

【お問合せ先】

松山市役所 保健福祉部 介護保険課 総務担当

TEL : 089-948-6840 FAX : 089-934-0815

E-mail : kaigo@city.matsuyama.ehime.jp